

契 約 書 (案)

- 1 契 約 の 目 的 令和8年度県立高等学校等チャレンジ・プロジェクトにおける
第3学年普通科（地域課題探求Ⅱ）校外学習に係るバス借上げ
- 2 借上物件の規格数量 小型バス1台
- 3 日 時 及 び 行 程 令和8年10月30日（金）
行程詳細は別紙のとおり
- 4 契 約 金 額 円（消費税等額を含む）
内訳 車 両 代 円（消費税を含む）
有料道路利用料 円（利用予定区間のETC料金）
- 5 そ の 他 の 条 件 燃料その他これに類する経費を含む。
有料道路利用料の支払いは実績に基づき支払うものとし、上記4に定める契約金額内訳の有料道路利用料の限りではない。

上記の契約事項について、茨城県を甲とし、 を乙として次の条項によりバス借上契約を締結する。

- 第1条 乙は、甲の指定した職員の指揮監督に従わなければならない。
- 第2条 乙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を甲の承諾なしに第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、甲の承認を受けた場合又は、信用保証協会若しくは中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
- 2 前項ただし書きにより、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済は、甲が茨城県財務会計オンラインシステムによる支出命令等決裁入力をしたときに提供されたものとする。
- 第3条 契約金額は、この契約履行ののち乙の請求に基づき支払うものとする。ただし、有料道路利用料金の請求については、利用区間、利用料金がわかる書類を添付するものとする。
- 第4条 乙は、甲の自動車利用中に発生した事故等によって甲又は第三者に対し障害を与えた場合は、当該事故等の原因が甲の故意又は重大なる過失によるもののほかは、一切の責任を負わなければならない。
- 第5条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、甲が損害賠償の請求をすることを妨げない。
- （1） 甲に対する配車が正当な理由なく遅れ又は為されなかったとき
- （2） 乗車伝票又は料金に不正な行為があったとき
- （3） 乙の営む一般乗用旅客自動車運送事業に関し、著しく不適当な行為があったとき
- （4） その他この契約に違反したとき
- 2 前項の規定により契約が解除されたときは、乙は、甲に対し損害賠償その他何ら意義を申し立てることができないものとする。
- 第6条 この契約書に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めることとする。

本契約の証として本書2通を作成し、記名押印の上各自1通を保有するものとする。

令和 8年 月 日

甲 茨城県ひたちなか市山ノ上町4番6号
茨城県立那珂湊高等学校長 井上 宏孝

乙